



9.介護保険認定の申請から利用まで

介護保険の認定は、通常は65歳から、初老期における認知症など16種の特定疾患に該当する場合は40歳から申請することができます。

① 認定の申請

申請の窓口
〔役場1階
保健福祉課介護保険係〕



●申請者

- ◆本人または家族
- ◆代行申請
→地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、介護保険施設等に代行申請してもらう場合もある。

●持ち物

- ◆介護保険被保険者証
(第2号被保険者は医療保険証)
- ◆印鑑(認め印)



●確認しておくこと

- ◆主治医の氏名と医療機関名・住所

② 認定調査 主治医意見書



●認定調査

- ◆ご自宅や入院先・入所先等に調査員がお伺いし、認定のための調査を実施。

●主治医意見書

- ◆申請の際に確認した主治医に、介護保険係から意見書の記載を依頼。

③ 審査と判定



●コンピューターによる判定(一次判定)

- ◆心身の状態などの調査結果がコンピューターで介護等に要する時間に推計し判定。

●介護認定審査会で審査判定

- ◆一次判定結果、調査内容、主治医意見書を基に認定審査委員が判定。

●非該当…自立

●認定

- ◆要支援1・2、要介護1・2・3・4・5

④ 結果



●サービス計画(ケアプラン)の作成

- ◆介護保険サービスを利用するためには、ケアプランが必要。担当の介護支援専門員などが作成。

⑤ サービス計画(ケアプラン)作成



⑥ サービスの利用



10.一般高齢者の福祉サービスを利用したい

介護保険サービス以外で利用できる在宅サービスです。

以下のサービスについては地域包括支援センター（電話 6-4771）もしくは保健福祉課介護保険係（電話 6-5111 内線 144）にご相談ください。

配食サービス（一般）

【対象】概ね 65 歳以上の一人暮らしや高齢者のみの世帯の方

【内容】夕食を自宅まで配達することで、栄養のバランスのとれた食事を提供し、合わせて安否確認を行ないます。利用者的心身の状況等に合わせた利用回数となります。

【利用料】 1食 350円



軽度生活援助事業

【対象】概ね 65 歳以上の一人暮らしや高齢者のみの世帯の方で、日常生活上の軽度な援助が必要な方

【内容】家屋内で日常的に使用している部屋等の掃除やゴミ出し、郵便物・書類に関する助言等、簡単な生活上の援助を行ないます。

【利用料】 30分 100円

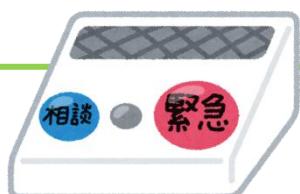


緊急通報装置の貸与

【対象】概ね 65 歳以上の一人暮らしや高齢者のみの世帯の方。重度身体障がい者等の世帯の方。

【内容】急病や事故、災害等の緊急時に簡単な操作で消防に通報できる緊急通報装置を自宅に設置します。配線の都合上 IP 町内無料電話が利用できなくなります。無料電話を利用される場合は、電話機若しくは電話回線がもう 1 つ必要になります。

【利用料】 1 カ月 200円



救急医療情報キット配布

【対象】①65 歳以上の一人暮らしの方（昼間又は夜間のみ一人になる方を含む）
②65 歳以上の世帯の方
③慢性的な疾患等により、長期にわたり日常生活を営むうえで常時注意を要する方

【内容】急病や事故、災害等の救急時に必要なかかりつけ医療機関や持病等を記入したシートを保管するキットを配布。冷蔵庫で保管いただき、万一の場合、駆けつけた消防隊員が救急医療情報を取り出し、医療機関等へつなげます。

【利用料】 無料



以下のサービスについては社会福祉協議会（電話 6-6800）にご相談ください。

除雪サービス

【対象】概ね 70 歳以上の人一人暮らしや高齢者のみの世帯の方、身体障がい者等の世帯の方。ただし同じ行政区内外に扶養義務者が居住している世帯を除く。

【内容】①地域ボランティア作業員による、玄関から道路までの除雪
②高齢者事業団等による住宅屋根の雪降ろし及び排雪（車庫や納屋、住んでいない住宅は対象外）
③早朝、道路排雪後、間口に残った雪の除雪

【利用料】①1回 50円

②年2回補助

- ・人力 30分 100円
- ・機械 30分 200円

③無料

※除雪にかかる費用のうち、利用料を差し引いた額を、町から社会福祉協議会へ補助します。

車椅子の貸出

【対象】自力で歩行が困難で、車椅子を必要とする方

【内容】車椅子を必要な期間、貸し出します。印鑑を持参の上、申込み下さい。数に限りがあります。

【利用料】 無料

※長期的に常時必要となる場合は、介護保険サービス等による利用となります。



11. 働く場がほしい

高齢者事業団

【対象】概ね 60 歳以上の方

【内容】・事前登録（どのような作業ができるか、出役できない月や曜日・時間帯、資格の有無、健康状態、就労経験等）を行なう
・主な業務は、草刈り・草取り、徐排雪、施設等での洗濯業務、公共施設等の清掃業務 など

【賃金】行なう作業や時間等に合わせて単価表に沿って支給

【問合先】

高齢者事業団（電話 6-5111 内線 147）

就労支援B型

【対象】障がいのある方で、一般企業等への就労が難しい方など

【内容】・クリーニング業務
・パン作り販売
・配食サービス 等

【賃金】行なう作業や時間等によって各々異なる

【問合先】保健福祉課福祉係

（電話 6-5111 内線 142）
あいねっと（電話 9-8787）



12.介護予防に取り組みたい

要介護となることを予防したり、重度化を防止するための事業です。

以下のサービスについては地域包括支援センター（電話 6-4771）もしくは保健福祉課介護保険係（電話 6-5111 内線 144）にご相談ください。

はつらつ運動塾

【対象】要介護認定を受けていない概ね 65 歳以上の方で、身の回りのことが自分ででき、運動機能に低下がみられる方（要支援 1.2 の方も利用可）

【内容】転倒骨折の予防と、加齢に伴う運動機能低下の予防のため、運動器機器等を使用して、運動機能の向上を図ります。

【期間】前期 4月～9月（全 20 回）
後期 10月～3月（全 20 回）

【利用料】各期 2,000円

お口の体操教室

【対象】65 歳以上の方で、身の回りのことが自分ででき、口腔機能に低下がみられる方

【内容】噛むことや食べ物を飲み込む機能の低下は、身体機能全体の低下につながることから、口腔機能の維持・向上について学びます。

【期間】前期 6月～8月（全 6 回）
後期 1月～3月（全 6 回）

【利用料】各期 600円

転倒骨折予防事業 プール教室

【対象】65 歳以上の方で、身の回りのことが自分ででき、集団活動に支障がない方で、運動することを主治医から認められている方。

【内容】出来る限り要介護状態とならず、健康で生き生き過ごせるよう、水中運動を行ないます。

【期間】5月～9月（全 15 回）
【利用料】 2,800円

転倒骨折予防事業 フロア教室

【対象】65 歳以上の方で、身の回りのことが自分ででき、集団活動に支障がない方で、運動することを主治医から認められている方。

【内容】出来る限り要介護状態とならず、健康で生き生き過ごせるよう、フロア運動を行ないます。

【期間】11月～3月（全 16 回）
【利用料】 2,800円

楽らく脳トレ部

【対象】65 歳以上の方で、身の回りのことが自分でできる方。

【内容】脳の健康を保つための読み書き、計算などを行ない、脳を活性化することにより認知症を予防します。

【期間】前期 4月～9月（全 20 回）
後期 11月～3月（全 20 回）

【利用料】 1カ月 800円





13.健康管理・重症化予防に取組みたい

健診を受けたり、生活習慣病等の重症化を予防するための相談などです。

以下については保健福祉課保健推進係（電話 6-5111 内線 143）にご相談ください。

特定健診・健康診査

【対象】①19～39歳の方 ②40～74歳の国民健康保険の方 ③75歳以上の方

【内容】身体計測、腹囲測定、血圧測定、診察、心電図検査、眼底検査、尿検査等

※対象によって検査項目が一部異なります。詳細は各年度当初に配布しております「愛別町健（検）診説明書」をご覧いただけ、保健推進係（電話 6-5111 内線 143）にお問合せください。

【申込】各年度当初に各戸に「愛別町健（検）診説明書」及び「申込書」を配布します。各地区の回収方法に合わせて、申込書を提出してください。

※日時、会場、料金等につきましても説明書をご覧いただけ、保健推進係（電話 6-5111 内線 143）にお問合せください。



各種がん検診

【対象】各種がん検診の項目により対象年齢が異なります。詳細は各年度当初に配布しております「愛別町健（検）診説明書」をご覧いただけ、保健推進係（電話 6-5111 内線 143）にお問合せください。

【内容】胃がん検診（ピロリ菌検査追加可）、肺がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診、子宮がん検診（ヒトパピローマウィルス検査追加可）、乳がん検診、ヘルカルCT、肝炎検査

【申込】各年度当初に各戸に「愛別町健（検）診説明書」及び「申込書」を配布します。各地区の回収方法に合わせて、申込書を提出してください。

※日時、会場、料金等につきましても説明書をご覧いただけ、保健推進係（電話 6-5111 内線 143）にお問合せください。

健診結果説明会

【対象】健診の結果により保健指導が必要と思われる方

【内容】保健師や栄養士による、健康維持や重症化予防のために必要な保健指導・健康相談・栄養相談

【日時・会場】

保健推進係（電話 6-5111 内線 143）にお問合せください。

移動健康相談

【対象】町民の方どなたでも

【内容】保健師・栄養士が各地区の会館を巡回し、健康相談・栄養相談を実施

【日時・会場】

保健推進係（電話 6-5111 内線 143）にお問合せください。





14.交流や生きがいづくりがしたい

日頃から交流の機会を持ち、生きがいづくりの場に参加することは、認知症になっても、地域から孤立化せず、ご本人や家族が安心して暮らしていくるまちづくりにもつながります。

生きがいデイサービス

【対象】65歳以上の方

【内容】高齢者生活福祉センターにて、体調確認・レクリエーション・趣味活動・食事・送迎等を実施

【利用料】1回1,000円

【問合先】

介護保険係（電話 6-5111 内線 144）

地域包括支援センター（電話 6-4771）

サロン活動

【対象】町民ならどなたでも

【内容】開催会場や参加日によって、異なります

【利用料】各サロンによって異なります
(基本的にはお茶代100円程度)

【問合先】

地域包括支援センター（電話 6-4771）

各地区の生活支援コーディネーター

ほうらい大学

【対象】60歳以上で総合センターまで通学可能な方

【内容】月例学習（座学の学習、スポーツ講座、他高齢者大学との交流、社会見学、修学旅行など）、クラブ活動（軽スポーツなど）

【参加費用】年額 1,500円

※社会見学や修学旅行については、別途自己負担有り

【問合先】愛別町公民館（電話 6-5115）

老人クラブ

【内容】毎月、協和老人福祉センターにて例会を開催しています。

活動内容については、各地区で異なります。

【問合先】社会福祉協議会（電話 6-6800）

上記の活動以外にも、パークゴルフやゲートボール、カラオケ、手芸など様々な趣味活動の場があります。興味のあるものには、積極的に参加していくとよいでしょう。



15.介護保険サービスを利用したい

まずは、要介護認定を受ける必要があります。P16「介護認定の申請からサービス利用まで」をご参照ください。

通所介護（デイサービス）

デイサービスを行なっている施設で、送迎・食事・入浴などの介護やレクリエーションなどを日帰りで利用する。

通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や病院等で、日帰りの機能訓練を受ける。

訪問介護（ヘルパー）

ヘルパーに訪問してもらい、自宅で身体介護や生活援助を受ける。

※身体介護…食事、入浴、排泄のお世話、
衣類やシーツの交換 など

※生活援助…掃除、洗濯、買物、調理など

訪問看護

看護師などに訪問してもらい、健康状態の確認、服薬の確認、床づれの手当や点滴の管理などを行なう。

※状態によっては医療保険での利用の場合もある

訪問リハビリテーション

リハビリの専門職などに訪問してもらい、自宅でリハビリを受ける。

訪問入浴

自宅などに浴槽を持ちこみ、入浴の介助を受ける。

短期入所生活介護（ショートステイ）

施設に短期間入所し、食事・入浴などの介護や機能訓練を受ける。

小規模多機能生活介護

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に泊まる「宿泊」のサービスを、必要性に応じて組み合わせながら利用できる。

福祉用具貸与

介護の状況に応じて、対象となる福祉用具の貸与を受ける。

福祉用具購入

対象となる福祉用具を購入する際に年間10万円を上限として、自己負担1~3割で購入できる。

住宅改修

対象となる住宅改修のうち、20万円を上限として、自己負担1~3割で施工できる。





16.運転が心配・移動手段に困ったとき

町営バス（デマンドバス）

【内容】 町内の既定路線を巡回する町営バス。区間内は自由乗降です。事前予約制。

※高齢者生活福祉センターから愛別駅の区間のみ既存のバス停留所が乗降位置

【利用料】 全区間一律 100円（13歳未満は 50円）

【予約方法】 愛別ハイヤー（電話 6-5234）に電話で予約を行なう<受付時間 9:00～17:00>

- ①予約電話では、まず乗車者の名前を伝えます。
- ②乗車希望日・便名・乗車位置・降車位置を伝えます。
- ③自分の連絡先（電話番号）を伝えます。
- ④公共交通機関（JRや道北バスなど）への乗り継ぎを予定している場合にはその旨も伝えます。

※午前中の便→前日の 17 時までに予約が必要です

※午後の便→運行開始の 3 時間前までに予約が必要です



高齢者等交通費助成事業

【対象】 ※福祉有償運送事業に登録されている方は対象外

①65歳上で運転免許を自主返納された方や運転免許証の更新をせずに失効した方

②町民税非課税の方で、次のア～エのいずれかに該当する方

ア：75歳以上の方

イ：身体障害者手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が 1 級または 2 級の方

ウ：療育手帳の交付を受け、その障がいの程度が A の方

エ：精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障がいの程度が 1 級の方

【内容】

愛別ハイヤーで利用できるハイヤーチケットを、地域に応じて 24～48 枚（1 枚 550 円）を交付

・豊里、中央に住んでいる方・・・・・36枚（19,800 円分）

・愛山に住んでいる方・・・・・・48枚（26,400 円分）

・上記以外の地区の方・・・・・・24枚（13,200 円分）

【問合先】 福祉係（電話 6-5111 内線 142）

福祉有償運送等事業



【対象】 単独での移動や公共交通機関を利用することが困難状態で次に該当する方

ア：要介護・要支援の認定を受けている方

イ：身体障害者の方

ウ：その他、肢体不自由・内部障害・精神障害・知的障害の方

【内容】 利用者のご自宅と医療機関等との間の送迎。付き添い人が必要です。

【利用料】 120 円 × 距離 (km) + 1,500 円（往復分の介助料）

利用料の半額を、後日、町から利用者へ助成します。

※生活保護受給者は助成対象外となります。

【問合先】 介護保険係（電話 6-5111 内線 144）、社会福祉協議会（電話 6-6800）



17.介護者支援

以下については保健福祉課介護保険係（電話 6-5111 内線 144）にお問合せください。

介護手当支給事業

【対象者】町民税非課税の要介護 3～5 に認定されている方と同居し、日常的に介護している町民税非課税世帯の家族の方。

※介護を受けている方が短期入所を 1 カ月で 15 日以上受けた場合は支給停止となります。

※介護を受けている方が転出・死亡・施設入所をされた場合や 1 カ月以上入院されたときは支給要件喪失となります。

※年度毎に申請が必要になります。

【内容】 1 カ月 10,000円を支給

※サービスの利用状況を確認し、当該月の手当を翌々月末日までに支給します。

【問合先】 介護保険係（電話 6-5111 内線 144）

寝具クリーニング助成事業

【対象者】①要介護 3 以上の認定を受けている方で、在宅生活されている方もしくは町内の住宅型の施設に入所されている方や地域密着型の施設に入所されている方

②障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が 1 級の方

③療育手帳の交付を受け、その障がいの程度が A の方

④精神障害者福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が 1 級の方

【内容】 非営利活動法人あいねっとで、寝具（敷布団・掛布団・毛布）のクリーニングを行なった利用料の 9 割を助成。一度に利用できるのは 3 点 1 組。助成は年 2 回まで。



18.財産管理や契約が心配

① 権利擁護に関すること

●高齢者の虐待について

家庭内で起こる高齢者虐待の8割は認知症のケースだと言われています。

虐待がおこる背景には「介護疲れ」「本人と家族との長年に渡る人間関係」「経済的困窮」など様々な問題があります。高齢者の虐待を防ぐためには、介護の負担軽減を図ることだけでなく、必要な場合は第三者が介入し、問題の解決について一緒に考えていく必要があります。

相談窓口

地域包括支援センター 電話 6-4771（直通）

抱えこまことに
相談を！

●財産の管理や契約を支援する制度

日常生活自立支援事業

【対象者】在宅で生活している高齢者や障がいのある方で、日常生活上の判断に不安がある方
(例: 福祉サービスの利用手続きや生活費の管理が一人では心配な方など)

【内容】担当の生活支援員が支援を行ないます。

①福祉サービス利用援助

・福祉サービスについて情報提供や利用手続きのお手伝い など

②日常的金銭管理サービス

・公共料金の支払いや年金受領の確認、日常的なお金の管理のお手伝い

【利用するには】

制度の詳しい内容を知りたいときや利用の相談は、各市町村・都道府県の社会福祉協議会にご相談ください。

愛別町社会福祉協議会（電話 6-6800）

北海道社会福祉協議会上川地区事務所（電話 0166-49-6711）

成年後見制度

【対象者】認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力に大きな不安がある方

【内容】後見人は「後見」「保佐」「補助」の3つにわかつており、本人の判断能力の程度に応じて利用できる制度。後見人は家庭裁判所によって選定されます。

①財産管理：預貯金・印鑑・権利証などの保管、収入や支出の管理、不動産の管理や処分、遺産相続の手続き など

②身上監護：訪問による状況確認・住居に関する契約や支払い・福祉サービスの契約や入所の手続き・医療機関の受診や入院等の手続き など

【相談先】

地域包括支援センター（電話 6-4771）

旭川成年後見センター 旭川市5条通4丁目ときわ市民ホール内（電話 0166-23-1003）

② 消費者被害に関すること

記憶力や理解力、判断力が低下すると、通常では騙されるはずのないようなことでも、簡単に騙されてしまうことがあります。

強引な訪問販売や詐欺、悪質商法の被害などに遭いやすい状況である一方で、本人は騙されたことを認めたくない気持ちや、恥ずかしいという気持ちも持ち合わせています。

被害に遭わないように注意するとともに、周囲が気づいたときは、本人へのさりげないお声かけや、相談窓口への早急な相談・対応をしていくとよいでしょう。

相談窓口

役場 産業振興課 電話 6-5111（内線223）

地域包括支援センター 電話 6-4771（直通）

旭川市消費生活センター 電話 0166-22-8228

●消費者被害対策のポイント

本人の対策



- ◆巧みな話術、強引な手口の場合もあるため、きっぱりと断る
→その場で契約をせまる、返答をせかす、誰にも言わないように口止めされる場合など
- ◆不安な場合は、契約前に家族や身近な人に相談する
- ◆だまされたと気づいたら、早急に家族や身近な人、消費者センターに相談する
→恥ずかしい気持ちや迷惑をかけるという思いで、隠していると、どんどんトラブルが大きくなることがある

身近な高齢者の中に
心配な様子の方がいたときは相談を！

身近人の気づきのポイント

- ◆見慣れない人や不審な業者が出入りしている
- ◆電話のやりとりや、電話口で困っている様子がある
- ◆頻繁に何かの説明会に参加する様子がある
- ◆不審な引き落とし、出金の記録、お金がなく困っている様子がある
- ◆新品の布団や健康食品など見慣れないものがどんどん増えている様子がある



19.認知症の人を見守る

民生委員

地域の身近な相談窓口として、各地区に配置されており、見守りや相談、情報提供、行政や地域包括支援センターとの橋渡し役を担っています。

【問合先】福祉係（電話 6-5111 内線 142）

配食サービス配達員

配食サービスを利用されている方は、配達時に安否確認を合わせて行なっています。

【問合先】介護保険係（電話 6-5111 内線 144）

認知症初期集中支援チーム

専門職がチームとなって、認知症の初期段階で訪問等の支援を集中的に行ない、早期診断・早期対応につなげ、自立した日常生活に向けてサポートしています。

【相談先】地域包括支援センター（電話 6-4771）

認知症サポーター養成講座

【内容】認知症を正しく理解し、認知症の人とその家族を見守る応援者となる「認知症サポーター」を養成する講座です。

講座の受講により、認知症サポーターとして登録され、日常的に地域の心配な方の見守りやさりげないサポートを行なっていただきたいと思っています。

【受講料】無料 ※受講修了者にはオレンジリングをお渡します。

【開催日】地域包括支援センターだよりや町内IP告知放送、広報誌等で随時ご案内

【問合先】地域包括支援センター（電話 6-4771）

認知症地域支援推進員

認知症の方が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、保健福祉課や地域包括支援センターに推進員を配置し、認知症に関する周知活動や相談を行なっています。

各種 民間の事業所

以下の民間事業者の方々と協定を結び、見守り協力員としてご協力をいただいております。必要時、心配な方についての情報が寄せられる仕組みとなっています。

【協力民間事業者】

コープさっぽろ（とどく配達員等）・郵便局・セブンイレブン・北海道新聞



20.在宅生活が難しくなったとき

入所を検討される際には、本人の心身の状態や生活状況・経済状況・介護保険の認定など、様々な事情に合わせて、入所先を選択する必要があります。

担当の介護支援専門員や地域包括支援センター（電話 6-4771）などで随時、相談に応じています。

●入所する施設を検討するときのポイント

基本的には、施設を選ぶのは本人や家族が行なうこととなっています。なぜなら、本人自身が自己決定することを尊重するべきですし、本人の能力的に困難な場合は、本人のことをよく知っている家族が、本人の安心して生活できる場所を確保してあげることが必要だからです。そのため、以下のポイントを参考に施設を検討されるとよいでしょう。

- ①本人の心身の状態、介護状況、生活状況、経済状況など、本人の事情に沿って、適切な施設の種類を選ぶ
- ②在宅酸素療法の管理など特殊な管理が必要な状態にある方は、受け入れ可能であるかを事前に確認
- ③可能であれば、いくつか見学に行く（立地条件・居室・衛生状態・スタッフの対応や雰囲気・他入所者の様子・受診や洗濯などのサービスの対応状況・外出のルール・面会のルールなどを確認）



●各種施設について

生活支援ハウス

60歳以上の単身または夫婦のみの世帯で、身の回りのことは自分でできるが、家族による援助が困難などの理由で、独立して生活することに不安のある方が対象となる施設。

入居時に、要介護認定を受けている方は入居できません。

住宅型有料老人ホーム

自立～要介護の方が入所できる施設。
生活援助や緊急時の対応、レクリエーションなど、施設によって支援内容は異なります。介護が必要な方については、外部からの介護サービスを利用する形の施設です。

小規模多機能居宅介護

「通い」が中心の施設ですが、利用される方の心身の状態・生活状況・介護状況に合わせて、宿泊をすることが可能な施設です。

介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設。
在宅復帰もしくは他の施設入所準備のための中間施設です。

特別養護老人ホーム

常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が対象の施設。
原則、要介護3以上の方が対象です。

認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

認知症と診断された方が、共同生活できる場で、食事・入浴などの介護や支援、日常生活機能訓練などが受けられる施設。

要支援1の方は入所できません。



共同生活援助 (グループホーム)

障がいのある方の共同生活施設です。食事の提供があり、入浴や洗濯などの日常生活行動・金銭管理等について助言や見守り・声かけなどの支援をします。各事業所により入所費用や支援提供状況が異なります。

※常時介護が必要となったときなどは別の施設への移動が必要となる場合があります。

介護療養型医療施設

急性期の治療を終え、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方の施設。要介護1以上の方が対象となります。

介護医療院

2018年4月から新たな介護保険施設として創設された施設。「長期療養のための医療」と「日常生活上の介護」が一体的に受けられる施設。要介護1以上の方が対象となります。

養護老人ホーム

65歳以上の「身の回りのことは自分でできる」もしくは「軽い介助ができる」程度の方で、家庭環境や経済上の理由により在宅生活することが困難な方の施設。愛別町の入所判定委員会で必要と認められた場合のみ入所できる措置施設。

※常時介護が必要となるなど、介護度が高くなったときには別の施設への移動が必要となる場合があります。

軽費老人ホーム

A型：60歳以上で家庭環境・住宅環境上の理由から、居宅での生活が困難な方の施設。
ケアハウス：60歳以上で自炊できない程度の身体機能等の低下が認められ、健康状態や高齢等の理由により独立して生活することに不安のある方で、家族による援助を受けることが困難な方の施設。

※常時介護が必要となるなど、介護度が高くなったときには別の施設への移動が必要となる場合があります。

サービス付高齢者向け住宅

60歳以上の単身又は夫婦世帯等が対象の施設。介護サービスが必要になった場合には、外部事業所との契約が必要です。

バリアフリー構造、安否確認・生活相談等一定の基準を満たし、都道府県知事に登録を受けた施設。

介護付き有料老人ホーム

24時間介護スタッフが常駐し、買物や掃除・洗濯など身の回りのお世話や、食事・入浴・排泄などの介護サービスを受けることができる施設。医療機関の受診や行政の手続き代行等についても幅広く対応している施設が多い。

